

(仮称)吾妻高原風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について

1 環境の保全の見地からの意見について

(1)工事の実施によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
工事用資材等の搬出入における騒音・振動	<p>工事用資材等の搬入の際、大型資材については、特殊車両通行許可申請協議において、夜間通行となる見込みと伺っているが、準備書には夜間の予測値と環境保全措置、その評価の記載が見受けられない。</p> <p>夜間における工事用資材等の搬出入について、調査と予測を実施し、環境保全措置、その評価を評価書に記載すること。</p>	<p>5.工事用資材等の運搬の方法及び規模 p46 3.騒音 p412-p428</p>	農業振興課

(2)土地又は工作物の存在及び供用によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
	意見なし		

(3) 上記(1)、(2)双方によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
水環境 土壌に係る環境 その他の環境	<p>沈砂池からの流水により、土砂流出防止柵の下流側も地山が洗掘されることにより濁水の発生や水みちの生成が考えられるが、その対策について評価書に明示すること。また、沈砂池の容量算出方法等の考え方についても評価書に明示すること。</p>	<p>2.主要な工事の方法及び規模 p12-p36 8.工事中の排水に関する事項 p50</p>	河川課

(4) 事後調査にかかるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
水環境	<p>対象事業実施区域及びその周辺では、表流水を水源とする専用水道の取水口に加え、湧水や地下水を水源とする簡易水道や「福島市給水施設等条例」に規定する給水施設が所在するとともに、井戸水が飲用等の生活用水に利用されている。</p> <p>このことから、本事業計画の実施による水量、水質等への影響が予測及び評価の結果のとおり、実行可能な範囲内で低減が図られていることを確認するため、取水口を含めた水源等における造成中の調査や事後調査の実施を再検討し、評価書に記載すること。</p>	<p>③利水の状況 p494～p501</p> <p>3.地下水 p523～p527</p> <p>検討結果の整理 p1084 ～p1102</p>	保健所 衛生課

(5) 事業終了後にかかるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
森林保全	<p>発電事業終了後、防災設備は残したうえで施設の撤去及び土地を現状に回復することを評価書に明記すること。</p> <p>原状回復においては、森林の役割には土砂災害の防止や水源涵養等があることから森林伐採箇所は、植林し適切に管理するよう求める。</p>		農林整備課

2 その他環境要素に含まれない総括的事項についての意見

その他	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
総括的事項	<p>事業の実施にあたっては、各種関連法規に基づく必要な手続き等について、事前に行政担当窓口等の指導を受けること。</p>		関係各課共通
	<p>事業の実施にあたっては、周辺の住民及び隣接する土地の地権者に対して、十分に説明を行い、合意形成を図ること。</p>		

3 防災上の意見、指導、その他協議すべき事項

その他	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
防災上の意見・協議・指導事項について	<p>近年、局地的大雨や台風などが頻発し、記録的な降雨量が多くなっていることから、法定外水路や河川の土砂堆積・洗掘・溢水、土砂災害等の発生が懸念される。風力発電事業により下流への雨水流出量が増加し、災害が発生することがないように調整池、沈砂池等を設置し、適正な維持管理を行い災害防止に努めること。</p>	<p>2.主要な工事の方法及び規模 p12-p36</p>	河川課
	<p>風力発電事業により雨水流出量が増加し、河川や法定外水路の溢水、土砂災害の発生等を懸念する地元住民もいることから、地元関係者や関係機関への十分な説明・協議を行い、地元住民の不安解消に努めること。</p>		
	<p>土砂災害防止法で指定されている箇所および福島県が基礎調査を完了し土砂災害警戒区域等を公表している箇所について、その位置を確認し図面に明示すること。また、本事業により土砂災害が起らないようにすること。</p>		
	<p>法定外公共物(水路)上に発電施設等の構造物を設置しないこと。 法定外公共物(水路)上に電線や管理用通路等の横断施設を設置する場合には協議すること。 法定外公共物(水路)等の改修を行う場合には協議すること。</p>		農業企画課
	<p>他の発電事業における排水対策が不十分のため、雨水により周辺農地が水浸しになる事案があった。 発電敷地からの雨水や土砂の流込による営農への支障や水路・河川への土砂流入による水害等が起らないよう、異常豪雨等も想定した最大限の対策を実施すること。</p>	<p>8.工事中の排水に関する事項 p50、p51</p>	
	<p>林地開発について、1ha未満とのことでしたが、改変区域に林道も含まれていることもあり、開発区域や伐採の範囲がわかる資料の提出と農林整備課との協議をすること。</p>	<p>2.主要な工事の方法及び規模 p12-p36</p>	農林整備課
	<p>風力発電施設の開発許可は不要であるが、付属する管理施設及び変電施設で建築物に該当するものを設置する場合に、区画、形の変更が伴う場合は、事前に開発建築指導課と協議すること。</p>		開発建築指導課
<p>当該施設の火災危険性には、落雷などの自然現象やたばこの投げ捨て等人的失火がある。 また、極力火災リスクをなくすために雑草メンテナンス(草刈り後の除去処理を含む)を確実に実施すること。</p>		消防本部警防課	